

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 5 月 25 日現在

機関番号：34504

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K16986

研究課題名(和文) サラザール体制前半期の政治史的研究 - 立憲的権威主義から独裁への変容

研究課題名(英文) The Political History of the first half of the Portuguese "New State": From the Constitutional Authoritarianism to the Dictatorship.

研究代表者

武藤 祥 (MUTO, Sho)

関西学院大学・法学部・准教授

研究者番号：40508363

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、ポルトガルのサラザール体制(1932～74年)前半期の政治的動態を、実証的政治史の手法を用いて明らかにしたものである。サラザール体制は同時代のヨーロッパの非民主主義体制と異なり、国民の直接選挙によって選出される共和国大統領(国家元首)が政治的に有意な存在であった(実質的な支配権は首相であるサラザールが有したが)。

本研究はこのようなサラザール体制を「立憲的独裁」と規定した上で、同体制の政治的動態を、大統領選挙に着目することで解明した。ポルトガル本国の一次史料を幅広く渉猟してサラザール体制前半期の政治史を扱った本研究は、日本はもとより世界的に見ても先駆的といえよう。

研究成果の概要(英文)： This research has clarified the political dynamics of the first half era of the Salazar regime (the "New State") (1932-74), with the demonstrative method of the study of the political history. Differing from the other non-democratic regimes in the Europe in same period, the Salazar regime had the President of the Republic (the Head of the State) as the significant existence (while the virtual ruling power belonged to the Prime Minister, Salazar).

In this research I've defined the Salazar regime as the "Constitutional Dictatorship" and clarified its political dynamics, focusing the presidential elections. This research is based on the widely reading the primary document in the Portugal and treats the political history of the first era of the Salazar regime. In this point, this maybe the pioneering research not only in Japan, but also in the world.

研究分野：政治学

キーワード：ポルトガル政治史 サラザール体制 権威主義体制

1. 研究開始当初の背景

本研究は、ポルトガルのサラザール体制(新国家体制)(1932-74年)、特にその前半期の政治史を実証的に解明したものである。

(1) 当時の研究状況

サラザール体制は戦間期ヨーロッパにおける「民主政の崩壊」において、先行体制の崩壊から漸進的に権威主義化するというパターンの典型例である。そうした重要性にもかかわらず、サラザール体制に関する研究、特に政治学的視角からアプローチした研究は世界的に見ても極めて少なかった。

そこで研究代表者は、それまで行ってきたスペインのフランコ体制(1939-75年)に関する政治史研究で得られた知見も活かしつつ、サラザール体制の政治史を、実証的政治史研究の手法を用いて解明することにした。

研究代表者は本研究計画を申請するにあたり、事前にポルトガルの史料館において一次史料の整備・公開状況を確認した。その結果、サラザール体制に関連する史料は質量ともに豊富に存在し、またそれらの整備・公開も相応に進んでいるが、ポルトガル本国の研究においてもまだ十分にそれらが活用されていないということが判明した。こうした史料を体系的に用いることによって、本研究は実証性が大きく高まり、同時に世界的に見ても先駆的な研究になることが期待された。

(2) 比較政治学における意義

本研究の第一義的な関心は、ヨーロッパ政治史研究における大きな空白であるサラザール体制の政治的実態を実証的に解明することであった。だが同時に、他の時代・地域にも応用可能な形で比較政治学的含意を抽出することも強く意識した。近年、世界的に権威主義体制研究が再び活況を呈しているが、本研究はそれらの成果を踏まえながらも、主に冷戦終結以後の事例を対象としている研究状況に対し、政治史研究の立場から貢献することを目指したものである。

2. 研究の目的

本研究は以上のような背景を踏まえ、サラザール体制の前半期、特に1958年の大統領選挙および翌59年の憲法改正までの時期に焦点を当て、その政治的動態の解明を目指した。具体的な検討課題は次の通りである。

(1) サラザール体制の政治的特質の分析

本研究において最も注目したのは以下の点である。すなわちサラザール体制の前半期においては、政治的実権は首相たるサラザールが有していたが、首相の任免権は国家元首(共和国大統領)にあり、かつ共和国大統領は定期的実施される直接選挙によって選出されていたという点である。

本研究はこの点を、サラザール体制の「立憲的」性質を示すものと捉え、他の権威主義

体制(フランコ体制など)との比較を念頭に置きつつ、体制としてのサラザール体制前半期の政治的特質の解明を試みた。

(2) 「立憲的」性質の形成過程の分析

次の課題は、(1)で述べたサラザール体制前半期の「立憲的」性質がいかにして形成されたかを、先行体制との連関の中で政治的に解明するという作業である。

より具体的には、先行体制である第一共和制(1910-26年)の政治制度上の特質(立法府への過大な権力配置、与党民主党のヘゲモニー、極端な制限選挙など)を明らかにし、同体制への反対派勢力がどのような体制構想を有していたか、そしてまた1926年のクーデタ以降、新体制の形成過程がどのように展開したかを明らかにしようとした。

(3) サラザール体制下での大統領選挙の実態解明

(1)で論じたサラザール体制の「立憲的」性質を最も表しているのが、定期的実施された大統領選挙である。これはサラザール体制が同時期のヨーロッパの独裁体制と決定的に異なる点であり、体制内外の反対派勢力にとっては、体制を合法的に打倒できる手段でもあった。大統領選挙に着目し、その実態を仔細に解明することで、サラザール体制前半期における政権側と反対派勢力の間の政治的ダイナミズムを分析することを試みた。

(4) 1958年大統領選挙と翌年の憲法改正に至るプロセスの解明

1958年の大統領選挙において、反対派勢力の統一候補デルガドが躍進し、政権側は大規模な選挙不正を用いてようやくデルガドの当選を阻止した。このことによって大統領選挙の危険性を認識した政権側は、翌1959年の憲法改正で、大統領公選制を廃止する。

これは単なる部分的な憲法改正にとどまらず、サラザール体制の統治原理や正統性にも大きく関わる変化であり、体制の歴史を前後に分かつ分水嶺であると位置づけられる。特に体制成立以来大統領ポストを輩出してきた軍にとって、この改憲は体制との関係そのものに関わる大きな変更であった。

軍を含めた政治アクターとの関係の中で改憲がいかに実施されたかを解明することが最後の課題であった。

3. 研究の方法

以上の目的を達成するため、本研究は実証的政治史研究の手法を用いた。具体的には以下の通りである。

(1) ポルトガルにおける一次史料の渉猟

本研究期間中、年に2度ずつ(計6度)ポルトガルにおいて史料調査を実施した(うち1回は研究代表者の勤務先の研究費を使用)。主たる対象はリスボンのトーレ・ド・トンボ史料館(ANTT)である。本史料館の「内閣官房」

セクションおよび単一政党「国民同盟(UN)」セクションには、本研究の重要な分析対象であるサラザール体制下での大統領選挙に関する重要な史料が所蔵されている。これらの史料を渉猟・分析することで、中央のみならず地方レベルにおける大統領選挙の実態や動向を詳細かつ実証的に解明する手掛かりが得られた。

(2) 二次文献の広範な渉猟

研究開始当時、サラザール体制に関する研究はポルトガル本国を含め、世界的に見ても質量ともに十分とはいえなかった。ただ、刊行時期は古いながらも重要な意義を持つ文献や、著名な研究者の手になる通史的研究は存在し、かつ国内の大学の図書館に所蔵されていたため、それらを幅広く渉猟することで、サラザール体制の政治史の概観を得ることができた。

さらにポルトガルで発行されている社会科学系の学術雑誌(*Análise Social* 誌など)に掲載された論文はインターネットを通じて容易に入手でき、より専門的な研究にもアクセスできた。

(3) 比較政治学的観点からの分析・考察

1の(2)でも述べた通り、今日活況を呈している権威主義体制研究に、政治史研究の立場から一定の貢献をすることも、本研究の重要な目的であった。そのため本研究期間中、権威主義体制に関する近年の主要な研究業績(主に理論的研究)を可能な限り渉猟した。特にレヴィツキー(Steven Levitsky)らが提唱した「競争的権威主義」論は、本研究におけるサラザール体制の性格規定をめぐる議論の際に有用であった。

4. 研究成果

研究期間中、2回の学会報告と2本の学術論文の公刊を行った。当初の研究計画では、最終年度に1本の論文を公刊する予定であったが、幸い2016年度の日本比較政治学会年報において「競争的権威主義の安定性と不安定性」という特集が組まれたため、同年の同学会で研究代表者が行った研究報告を基にした論文を投稿し、採録された。

本研究で得られた主たる成果は以下の通りである。なお、以下の(1)(2)は公刊論文の、(3)(4)は とほぼ対応している。

(1) 「立憲的独裁」としてのサラザール体制

サラザール体制前半期の政治史を分析する出発点として、その政治学的特質をいかに把握するかが重要である。本研究では、首相の任免権を共和国大統領が有する、共和国大統領は国民の直接選挙によって選出される、こうした点が最高法規である憲法によって明記されているという点から、サラザール体制前半期を「立憲的独裁」と規定した。この規定により、サラザール体制前半期を

一定の競争性と、それによって生じる一種の不安定性(脆弱性)を備えた体制であると捉えることができ、後述するように、近年の権威主義体制(表面的には民主主義だが反対派勢力に対し様々なレベルで圧力を加え、選挙の競争性を阻害する体制)との比較が可能になった。

(2) 「立憲的独裁」の成立過程

第一共和制はフランス第三共和制をモデルにした、極端に立法権が優位な体制であり、またヘゲモニー政党である民主党がほぼ一貫して政権の座にあった。こうした状況に対し、第一共和制に反対する勢力は実力による体制転覆と、行政権を大幅に強化した新体制の構築を目指した。第一共和制を打倒した1926年5月のクーデタはそうした文脈で起こったのである。

クーデタから1933年憲法が成立するまでの軍事独裁期は、ファシズム的な構想まで含め、様々な体制構想が錯綜した時期でもある。財務大臣として入閣し、後に首相に転じるサラザールは、権威主義的な性質の強い体制構想を有していたが、共和主義的志向の強い軍部の反対などもあり、1933年憲法においては(実質はともかく)共和国大統領に一定の権限が与えられた。同ポストに軍人たるカルモナが就くことで、軍は体制に対する一種の「拒否点(veto point)」を有することになった。

(3) 大統領選挙の実態

大統領選挙は1935年から定期的にも実施されていたが、1945年の枢軸国の敗戦以降、反対派勢力が候補を立てて、選挙はより実質的かつ競争的なものになっていった。それまで反対派勢力は、武装闘争も含めた手段での体制転覆を模索していたが、1940年代後半には、合法的に体制転換を目指すべく、大統領選挙に焦点を当てて活動する。

本研究では1949, 51, 58年の大統領選挙に焦点を当て、一次史料を活用しながら、政権側の選挙運動やプロパガンダ活動、地方レベルでの有権者の反応、そして選挙の詳細な結果を解明した。

(4) 1959年の憲法改正

1958年の大統領選挙は、空軍出身で国民的人気の高かったデルガドが、反対派勢力の統一候補として政権側候補に挑み、また49, 51年選挙と異なり反対派候補が途中で立候補を断念することなく最後まで選挙運動を継続したものであった。

1958年の大統領選挙については、(3)と同様、各地からの選挙前後の報告を用いた選挙の実態とともに、デルガドら反対派勢力の指導者が発表した声明を用いて、選挙に際し政権側が用いた不正の態様などを仔細に解明した。この点をめぐっては、近年の権威主義体制との比較も可能であると思われる。

この選挙を受けて政権は、1959年に憲法を

改正し、共和国大統領を国民の直接選挙ではなく、議会議員らによる間接選挙で選出するようにした。ここに「立憲的独裁」たるサラザール体制前半期は終焉し、より閉鎖的かつ独裁的な性質へと変容していくのである。

(5)本研究の位置づけと今後の展望

国内外における本研究の第一義的意義は、これまでポルトガル本国でも利用されたことのないものも含め、幅広い一次史料も駆使して、サラザール体制前半期の政治史(の一面)を明らかにしたことである。隣国スペインのフランコ体制は1990年代ごろから個別的なテーマに関する実証研究が本格的に進んだが、サラザール体制に関する実証研究は緒に就いたばかりである。本研究は主に大統領選挙に焦点を当てたものであるが、サラザール体制前半期の政治的動態を実証的に解明したことの意義は少なくないと思われる。

本研究ではまた、近年の権威主義体制研究も意識しつつ、そこでの問題関心を「民主的外観と権威主義的实践が並存する体制における政治的動態の解明」と読み替え、政治史研究の立場からこうしたテーマに対し有意義な事例を提供できることを明らかにした。政治史研究と比較政治研究の接合、あるいは今日的な問題関心を政治史研究にフィードバックさせることが可能であり有益でもあることを示せたと考えられる。

今後は、本研究の成果を、研究代表者が予てから行ってきたフランコ体制に関する研究成果と接合させ、より包括的な形でイベリア両国における比較権威主義研究へと発展させることを目指す。

具体的には、クーデタから体制の形成・定着期における権威主義体制と軍との関係を比較する、同時期のヨーロッパ諸国も参照しつつ、イベリア両国における権威主義体制とカトリック教会との関係を比較考察するといった課題が挙げられよう。

また、サラザール体制形成期におけるファシズム運動と体制との連関も興味深いテーマである。本研究計画においてもこの点には着目していたが、史料的制約などもあり十分な解明には至らなかった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

武藤祥「『立憲的独裁』の政治的動態 - ポルトガル・新国家体制下での大統領選挙を中心に」『立教法学』第98号、2018年、145-197ページ(査読なし)。

武藤祥「ポルトガル『立憲的独裁』の成立(1926-32年)」日本比較政治学会年報第19号『競争的権威主義の安定性と不安定性』2017年、167-190ページ(査読あり)。

〔学会発表〕(計2件)

武藤祥「ポルトガル『立憲的独裁』の成立(1926-33年)」スペイン史学会、2016年。

武藤祥「ポルトガル『立憲的独裁』の成立(1926-33年)」日本比較政治学会、2016年。

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

武藤 祥 (MUTO, Sho)

関西学院大学・法学部・准教授

研究者番号：40508363